

## 日本法令外国語訳推進会議の設置について

平成 21 年 4 月 1 日  
法務省大臣官房司法法制部  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 7 月 1 日一部改正  
平成 23 年 9 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 10 月 1 日一部改正  
平成 25 年 3 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 1 月 1 日一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正  
平成 27 年 5 月 1 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 28 年 6 月 1 日一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日一部改正  
平成 30 年 4 月 1 日一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
令和 5 年 4 月 1 日一部改正  
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

- 1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議の設置について」（平成 17 年 1 月 27 日関係省庁申合せ）5 の規定に基づき、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備に関する事項につき専門的検討を行うため、日本法令外国語訳推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成員は、別紙に掲げる有識者とする。ただし、法務省大臣官房司法法制部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 推進会議に座長を置く。座長は、推進会議の構成員で法務省大臣官房司法法制部長の指名する者とする。
- 4 座長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の

関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 推進会議の庶務は、法務省大臣官房司法法制部において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部長が定める。

(別 紙)

日本法令外国語訳推進会議構成員

大久保 晋 吾	弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所
キャサリン・マリー・オコーネル	外国法事務弁護士
金 子 優 子	弁護士、イングランド/ウェールズ弁護士（ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）
小 林 一 郎	一橋大学大学院法学研究科教授
斎 藤 綾	弁護士、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社
杉 浦 保 友	柏木総合法律事務所顧問（イングランド/ウェールズ弁護士）
田 澤 元 章	専修大学法学部教授
田 中 優 子	弁護士、EY新日本有限責任監査法人
津 田 顕一郎	弁護士、津田顕一郎法律事務所
土 屋 智恵子	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
寺 田 麻 佑	一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授
十 枝 美紀子	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
中 田 裕 子	南山大学法学部法律学科准教授
仲 谷 栄一郎	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
ネルス・クリスチャン・ハンセン	外国法事務弁護士
藤 澤 尚 江	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授
堀 田 周 吾	東京都立大学法学部教授
松 井 敦 子	弁護士、森・濱田松本法律事務所
湊 健太郎	弁護士、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
柳 生 一 成	広島修道大学国際コミュニティ学部教授
キャロル・ローソン	東京大学大学院法学政治学研究科准教授